

第35回 安来市農業委員会議事録

平成29年5月22日 午後2時00分 第35回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君	33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 5月22日 1日
日程第 3	議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第149号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 5	議第143号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第150号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第144号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 8	議第145号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報第151号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第152号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第153号 認定電気通信事業者が行なう中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第12	報第154号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第35回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第35回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により34番 渡邊委員、35番 齋藤委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に、4番案件について、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、31番 岡田委員の退席を求めます。それでは、先ず、4番案件について事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第142号 農地法第3条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

先ほど会長からありましたとおり、4番の案件の説明をいたします。4番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 150m、農機具は、トラクター7台、田植機5台、コンバイン7台、管理機1台、GPS2台を所有しています。労働力はオペレーターほかとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a 当たり 700,000円です。 以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。4番の案件について地元委員から補足説明を12番 長谷川委員お願いします。

12番 長谷川 雅博君

12番 長谷川です。4番の案件について説明をします。まず、場所の説明をします。申請地の場所の説明をさせていただきます。伯太庁舎の前の主要地方道安来伯太日南線を安来方面に4.5km行きますと宇賀荘大橋のたもとに着きます。宇賀荘大橋の所の県道布部安来線の交差点を吉田方面に200m行き、交差点を右折し、安来市立第二中学校方面に約300m行った右側の圃場が申請地です。

譲受人は1,924,945㎡の農地を耕作しており、申請している圃場は譲受人が以前から耕作している圃場です。所有権移転によるものであり、農業上の利用に何の影響はないものと考えます。ご審議の方よろしくお願いたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、31番 岡田委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

それでは、続きまして、1番から3番と5番案件について事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

1番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は300m、農機具は、田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機を各1台所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり120,482円です。

2番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は30m、農機具は、田植機、トラクターを各1台所有しています。労働力は本人及び家族3名の4名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a当たり500,000円です。

3番は、譲受人が利用権を設定していた農地を相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は80m、農機具は、トラクター、草刈機、軽トラックを各1台所有しています。また、その他農作業に必要な農機具は臨時雇用者が持参します。労働力は本人1名と臨時雇用者です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

5番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は4km、農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。労働力は本人1名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。

この農地の対価は、497,000円です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 6番 藤原委員、2番の案件について 3番 青藤委員、3番の案件について 33番 小藤委員、5番の案件について 2番 安松委員お願いします。

6番 藤原 明紀君

6番 藤原でございます。3条申請の1番案件の場所の説明を行いたいと思います。安来木次線の古川町の交差点から荒島方向に約700m、福祉施設櫻苑がございますが、その角を西の方向に左折いたしまして、約500m道なりに行きましたところを南に左折、約200m行ったところを東に左折、さらに約50m行った所の右側の畑がちょうど山の下の端の方に当たりますが、そこが申請地でございます。譲受人は意欲的に農業をしておられまして、今回の所はちょうど山の下の所で周りの水田とか他の耕作の方に支障はないという所でございますので、よろしくお願ひいたします。

3番 青藤 治道君

3番 青藤でございます。2番案件についてご説明いたします。申請場所でございますが、田頼のローソン前の県道広瀬荒島線と出雲東部地区広域農道の信号交差点より広域農道を西方向に約300m行き、田頼町の通称広畑集落に入る市道との三叉路に入ります。ここから市道に入り集落を約50m行きますと左側に譲受人宅が位置しています。その広畑集落の裏手は山になっており、山と民家の間の斜面には畑地が細長く続いています。申請地の畑はこの一角で譲受人宅の裏手に位置しています。申請農地は178㎡で登記、現況共に畑でございます。譲受人の現在の農業経営状況は、先程の事務局の説明のとおりであり、1ha以上の農地を4人の成人家族で力を合わせて意欲的に耕作されています。また、譲渡人と譲受人は親友同士であり、日頃から親しい間柄でございます。以上の事から地元委員といたしましては問題ないと思います。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

33番 小藤 昇君

33番 小藤です。3番案件について場所を説明いたします。国道432号線沿いに布部駐在所がございます。そこから比田方面に約400m行きますと、国道の左下が申請場所でございます。譲受人は21,678㎡の農地を所有し、意欲的に農業に取り組み、隣地も譲受人の農地であり周辺の農地への影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

2番 安松 智君

2番 安松でございます。5番案件の申請場所について説明させていただきます。所在地番が穂日島町となっておりますが、これは中海干拓安来地区でございます。国道9号線を鳥取県方面に行きますと、吉佐町に道の駅あらえっさがございます。そこを左折して中海干拓の方へ約1.3km行った所に干拓中央の交差点がございますが、その交差点を島根県東部農林振興センター安来農業普及部方向へ左折し、約100m行った所にある右側の畑が申請場所になります。譲渡人は干拓地内に5筆農地を所有していますが、3か所に分散しており農業機械の移動等で作業効率が悪く、その内の1か所を整理したいという希望がございました。譲受人は農地を12,132㎡耕作しておられまして、干拓地以外にも約3,000㎡の農地を所有し、道の駅などに野菜を出荷され、規模拡大により今後、認定農業者取得を目指す意向があるなど意欲的に農業に取り組んでおられます。この度双方の意向が合致したことから、所有権移転の申請をされることとなりました。申請地につきましては従来に増して、野菜畑として利用されることが期待されますし、周辺農地への影響はないと考えております。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長：田中 通夫君

それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 報第149号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。報第149号 農地法第4条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。5ページに案件の内容、6ページ及び7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は貸駐車場です。

2番は、転用目的は個人住宅敷地です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

1番の案件について 地元委員 19番 妹尾委員、2番の案件について 地元委員 14番 根来委員をお願いします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾でございます。1番案件についてご説明をいたします。6ページの地図をご覧ください。

すと、左上の方に主要地方道安来木次線がございます。これを白鳥ロードから北に向かって約1km行きますと切川バイパスと主要地方道とのT字路になります。これを旧道の主要地方道の方に右折して約100m行きますと、社日橋があります。社日橋を渡ってすぐ左折し、クランクの折れ曲がりですぐ右手に曲がって臼井方面に約150m行きますと右側が届出場所でございます。以上でございます。

14番 根来 茂樹君

14番 根来でございます。2番案件の場所を説明させていただきます。位置図の7ページをご覧くださいと思います。図中下に東西に黒い線がありますがJR山陰本線でございます。その右下に主要地方道安来伯太日南線がございます。その道を東の方へ行きますと日立金属山の手工場の入口がございます。それを下がって西の方に400m位行きますと、書いてありますように西御幸のバス停がございます。そこから左折いたしまして約10m行った所が届出場所となっております。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第143号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

8ページをご覧ください。議第143号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページ及び11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。現地につきましては、後ほど現地調査班から報告させていただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅敷地で、権利の種類は、所有権の移転です。申請者は、居住する住宅の老朽化により建替を計画しましたが、建築基準法の規定により前面道路の幅員が4m未満のため、建物を後退させる必要が生じたが、現在の敷地では建替えができない状況となったため、申請地以外の他の土地も探したが適地が見つからなかった中、隣接する土地の所有者から了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、170,000円です。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、農業用資材置場及び従業員駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。申請者は認定農業者であり、事業拡大のため農業用資材置場及び従業員駐車場が必要になったため、自宅作業所の隣接地に適地を求めたところ、ハウス用パイプなどの資材置場及び普通車2台の駐車に必要な面積を確保できるのが申請地以外にありませんでした。申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、50,000円です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

1番の案件について19番 妹尾委員、2番の案件について1番 小林委員 お願いします。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾でございます。場所の説明をいたします。10ページの位置図をご覧くださいと思います。

ます。白鳥ロードを西に向かって走っていただきますと、飯梨川の土手の交差点の所で主要地方道安来木次線と続いております。安来木次線を右折して約600m北進していただきますと、左側に醤油店がありますが、その右隣が申請地でございます。以上でございます。

1番 小林 智弘君

1番 小林です。2番案件の場所について説明いたします。11ページの地図をご覧ください。縮小図の方ですが、庁舎の前の道を日南町方面へ約9km行きます。これが縮小図によりますとわたなべ牧場の前です。それを通過して赤屋の三叉路から左折して約3.5km行った右側が申請地でございます。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査2班の調査報告を15番 永田委員お願いします。

15番 永田 正満君

15番 永田でございます。今月の調査班は2班でございます。メンバーは田邊委員、増田委員、板垣委員、安松委員、そして班長、私、永田でございます。農地法第5条1番案件について報告いたします。5月19日午後1時半より、事務局、竹内局長、堀江係長より説明を受け、7名で現地に向かいました。現地では齋藤委員、妹尾委員、渡邊委員、大櫃委員の対応で説明を受けました。転用目的は自己住宅の建替でございます。先程事務局から説明がありましたとおり、現在の敷地では前面道路の幅員が4m未満ということで、建物を後退せざるを得ないということ、また、家族構成は老いた両親を含めて6人家族であり、現状の面積では手狭であります。幸い隣地地権者の了解を得られたため、この度の申請に至りました。計画では申請土地を現状の高さよりも20～30cm嵩上げをされ、北側、西側及び東側にL型擁壁を設置され、雨水は擁壁内周に排水路を設置し用水路に放流されます。汚水は合併浄化槽を設置し、排水路を経由して用水路へ放流する計画であります。排水の同意書、あるいは隣接農地の同意書、土地改良の意見書、農林振興課の確認書等すべての書類も完備しており、調査班としましては許可が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして2番案件について説明いたします。申請土地を農業用資材置場及び従業員駐車場として利用する目的であります。現地では小林委員、塩見委員、秋間委員、板金委員の対応で説明を受けました。面積は157㎡となっておりますが、南側の法面が約8mもあり、実際の有効面積は半分には満たないくらいとの説明を受けました。そこに車2台とハウス資材等を置かれる計画であります。雨水につきましては既存の道路排水溝に排出されます。汚水の発生はありません。法面の下の部分はすべて申請人の土地であり、他に迷惑をかけることもないとのことであります。排水の同意書等必要な書類も完備されております。調査班としましては許可が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。以上、終わります。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

日程第6 報第150号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

12ページをご覧ください。報第150号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。13ページに案件の内容、14ページ及び15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は太陽光発電設備で、権利の種類は、使用貸借権の設定です。

2番は、転用目的は住宅用敷地で、権利の種類は、所有権の移転です。この農地の対価は、公開されていません。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から届出場所の説明を求めます。1番の案件について 地元委員 2番 安松委員、2番の案件について 地元委員 14番 根来委員 説明をお願いします。

2番 安松 智君

2番 安松でございます。1番案件の場所について説明をいたします。14ページの位置図をご覧ください。図面上部を東西に走っているのが国道9号線。その南側を並行して走っているのがJR山陰本線でございます。上部中央にある国道9号線の交差点がJR安来駅から約400m東に行きましたところが和田交差点でございます。その交差点を右折し、JRの踏切を渡り、約200m南に行った所を右折し、20m行った右にある場所が届出場所でございます。以上でございます。

14番 根来 茂樹君

14番 根来でございます。2番案件の場所の説明をさせていただきます。位置図の15ページをご覧くださいと思います。図中一番下に東西にあります道路が主要地方道安来荒島線でございます。米子側より荒島方面へ伯太川、吉田川、頭無川と行きまして、それよりちょうど10mくらい行きますとそこにありますスーパーの三叉路があります。その図中より200mくらい行きますと、後飯島バス停がございます。そこより10m行って斜め右道路を50m行き、また右折50m行った左側が2番案件の届出場所でございます。よろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第7 議第144号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。議第144号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。17ページをご覧ください。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外13件で、うち安来地域7件、伯太地域3件、広瀬地域3件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：伊藤 豪一君

農振の担当しております、農林振興課の伊藤です。よろしく申し上げます。今回の農用地区域から除外及び編入予定の面積は、除外が15,492.7㎡で公用公共用施設用地、一般住宅、その他の用途の13件となっており、編入は2,445㎡の1件です。資料の1ページに全体面積を掲載しております。除外のうち、公用公共用施設用地、これは全て携帯電話基地局になりますが、これを除いた農地転用許可に係る案件が15,455㎡の5件です。該当地の土地調書は5～9ページ、広域の位置図は10ページです。

まず整理番号1、島田町の一般住宅、面積262㎡の案件ですが、位置図を11ページ、切図、土地利用計画図を12ページに掲載しております。現在夫婦、子供3人と県外で暮らしますが、地元安来市への転勤希望の内諾を受けたことで住宅建築を計画しています。平日は両親に子供の面倒を見てもらう必要があることと、両親の老後も含めた理由から実家付近で候補地を選定し、利用できるのは集落内の点在する土地の中でこの農地以外ありませんでした。道路、水路に接し、宅地に介在した農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響は軽微と考えます。

続いて整理番号2、切川町の駐車場、進入路及び回転場、面積7,093㎡の案件ですが、位置図を13ページ、切図、土地利用計画図を14ページに掲載しております。合計72台の車両を所有する運送業者であり、約10年前より所有トラックが10台増加したため回転場として使用していた場所を駐車場利用せざるを得ず、中には縦列駐車した車両の入れ替えを要するなど作業効率の悪さと車間が狭いことで見通しが悪く危険性がある。また今後5台増車する見込であり、他経営コスト削減のため自社給油設備の設置、洗車場の設置も計画しており、申出地を事業車両専用駐車場として使用する考えである。利用目的の性質上事業所と公道に隣接している土地で利用できるのは申請地以外ありませんでした。道路と水路に接する住宅地からの延長上に位置する農地であり、集団化、農作業の効率化等への影響は軽微と考えます。

続いて整理番号3と4、位置図と切図、土地利用計画図が15ページから18ページにありますのは宮内町と上吉田町の携帯電話基地局です。電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者による通信のための無線基地局設置であり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。

続いて整理番号5、大塚町の太陽光発電施設、面積7,320㎡の案件ですが、位置図を19ページ、切図を20ページ、土地利用計画図を21ページに掲載しております。事業計画者は、日照時間が長く広範囲に設置できる場所を市内で広く探しましたが、条件を満たし地権者の賛同を得られた土地は申出地しかなく、また現在地区内で進行中の圃場整備事業計画外の区域であり、やむを得ず農用地を利用するものです。申出地は、道路、山林、宅地等で囲まれた谷間一体の農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

続いて整理番号6、飯梨町の駐車場及び物置場、面積427㎡の案件ですが、位置図を22ページ、切図、土地利用計画図を23ページに掲載しております。現在自家用車1台分の駐車場しかなく来訪者は自宅沿いの県道路肩に駐車せざるを得ない状況の解消と陶芸工房開設のため、陶器の天日干し用地と自家用車、教室生等来訪者の駐車場用地の整備を計画しています。自宅に隣接し、かつ県道を横断しない土地で利用できるのはこの農地しかなく、やむをえず農用地を利用するものです。また道路、宅地に3辺接する農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障は軽微であると考えます。

続いて整理番号7、位置図と切図、土地利用計画図が24ページと25ページにありますのは岩舟町の携帯電話基地局です。電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者による通信のための無線基地局設置であり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。

続いて整理番号8、伯太町東母里の一般住宅、面積 353 m²の案件です。位置図を 26 ページ、切図、土地利用計画図を 27 ページに掲載しております。申出者宅は水稲、酪農を営む専業農家であり4世代8人家族で暮らしているが、子供の成長とともに手狭になり、新居を設けるものである。ゆくゆくは家業の後継者となる意向と子供も合わせ地域での付き合いもあり、自宅付近で候補地を選定したものの、農用地区域外の土地は隣地所有者の同意が得られず、利用できるのはこの農地以外なかったということです。また道路に囲まれた孤立した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。

続いて整理番号9～13、位置図と切図、土地利用計画図が28ページから37ページにありますのは伯太町高江寸次、上十年畑と広瀬町上山佐、下山佐の携帯電話基地局です。電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者による通信のための無線基地局設置であり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。

最後に整理番号14、広瀬町布部の編入案件で、位置図は38ページ、切図は39ページに掲載しております。新たに中山間地域等直接支払制度の協定農地とし、将来にわたって農地維持を図っていくものです。

以上、13件の農振除外案件と1件の編入案件についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

この案件につきましては、事前に農業振興地域整備計画変更審議特別委員会を開催し、現地調査をしておりますので、28番 加藤委員長の報告をお願いします。

28番 加藤 昭彦君

28番 加藤です。農業振興地域整備計画変更審議特別委員会の報告をさせていただきます。5月16日午後1時より事務局会議室において変更に対する審議会を開催いたしました。出席者は田中会長、渡辺代理、岩田副委員長、齋藤委員、吉村委員、岡田委員、福田委員、佐々木委員、板金委員、それと私の10名、事務局より竹内局長、堀江係長が出席し、最初に農林振興課の伊藤係長より説明を受けた後、現地を確認いたしました。その後会議室で検討した結果、委員会としては申請された除外13件、編入1件はすべて全会一致で許可相当という結論になりました。委員の皆様方のご審議をお願いいたします。

議長：田中 通夫君

ただいま、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

他に質疑がないようですので、ここで、意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：竹内 章二君

さきほど加藤委員長よりご報告がありました。特別委員会としては同意ということでありましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付したほうが適当ではないかと考えます。よろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

ただいま、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので、この案件については、事務局から提案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については、意見を付して市長に報告することにいたします。

議長：田中 通夫君

日程第8 議第145号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、15番 永田委員、31番 岡田委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

説明の前に、訂正がございます。22ページをご覧ください。8番及び9番の譲受人の状況の耕作面積をそれぞれ193, 399㎡としておりますが、241, 214㎡に訂正願います。

18ページをご覧ください。議第145号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、21ページ下段の表の 利用集積計画件数、面積 の欄をご覧ください。今月は、賃借権が16件、14, 719㎡、使用貸借が9件、8, 877㎡、全体で25件、総面積が 23, 596㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

農林振興課の種田です。失礼いたします。農林振興課の種田です。議第145号について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。今月の利用集積計画には解除条件付き貸借契約があります。議案23ページ、11～15番の案件です。借受人は過疎高齢化に悩む比田地区において、地区の存続、活性化の為に立ち上げられた組織であり、生活、福祉、観光、産業など多岐にわたる地域活動を行う組織として平成29年3月に法人化されました。借受人の生産機能の一つに農畜林産物の生産販売や農作業の受託が位置づけられており、今回の申請となっております。一般法人が農地を貸借する際の経営計画、面積、業務執行役員1人以上の農業利益、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する解除条件付き貸借契約等の要件がありますが、借受人は契約や確約書により条件を満たしております。その他の利用集積計画の内容も経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。続きまして、宮本担い手対策委員長、補足意見をお願いします。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本でございます。11番から15番案件につきまして、先般19日に担い手対策委員会としまして永田副委員長と私とで農林振興課の方へ出向いて、説明を聞きました。ここは取締役が5人、監査役が2名、法人設立されたのが今年の3月1日でございます。今現在の面積は約9反くらいです。5年後は7町くらいやられるような計画が出ております。その中に7つの部署を設けて多方面にわたって活躍されるようでございます。非常に素晴らしいと感じました。これからスタートされるわけですが、定款や規約にも目を通させていただきました。永田副委員長と話した中で、大きな問題はないと思いますので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

33番 小藤 昇君

議長。

議長：田中 通夫君
33番 小藤委員。

33番 小藤 昇君
33番 小藤です。この会の冒頭から局長より借受人のお話がありましたが、非常に中山間地域で新しい取り組みだと思います。これはどういう作物をどういうふうに作られるのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

農林振興課：種田 容子君
今回の貸付は、蕎麦、小麦となっておりますが、営農計画としましては、水稻を中心として蕎麦、小麦、水稻の作業受託を組み合わせ合わせた複合経営というふうに計画は出されております。

33番 小藤 昇君
中山間地の奥部で頑張っておられるようで、大変よくわかりました。ありがとうございます。

2番 安松 智君
議長。

議長：田中 通夫君
2番 安松委員。

2番 安松 智君
2番 安松でございます。ちょっと質問させていただきたいと思いますが、2番案件及び3番案件の借受人はかなり高齢の方で、貸付年数が10年ということになってはいますが、これは市としては大丈夫だと判断されたということでしょうか。

農林振興課：種田 容子君
はい。市で判断をしております。10年でお願いしたいと思います。

議長：田中 通夫君
他に質疑はありませんか。

議長：田中 通夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、15番 永田委員、31番 岡田委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君
日程第9 報第151号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
24ページをご覧ください。報第151号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。25ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、2件で、

全て相続です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第10 報第152号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

26ページをご覧ください。報第152号 農地法第18条の規定による通知について 上記のことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。27ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、全て、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第11 報第153号 認定電気通信事業者が行なう中継施設等の設置に伴う農地転用届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

28ページをご覧ください。報第153号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。29ページをご覧ください。今月の届出は3件で、全てKDDI携帯電話無線基地局の増設です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第12 報第154号 土地改良区からの地目変更届出の通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

30ページをご覧ください。報第154号 土地改良区からの地目変更届出の通知について 上記のことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。31ページをご覧ください。今月の通知は2件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第35回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時20分)